

自家発 Q & A 65

移動用発電設備の規制及び取扱い(その5)

8月号では、「主任技術者の選任形態」について説明します。

Q 1

移動用発電設備は、様々な建設工事現場等において

短期間使用するケースがほとんどです。

このような場合の電気主任技術者の選任は、どのように行えばよいのでしょうか。

A 1

建設工事現場等における電気主任技術者は、通達「移動用電気工作物の取扱いについて」により、発電設備を「使用する場所」それぞれに選任又は「これを直接統括する事業場」に選任することとされ、どちらかを選択すればよいことになります。

このことを図1及び図2に示しました。

Q 2

図1に示す場所又は図2に示す直接統括する事業場

において電気主任技術者の選任の許可を受けた者（許可主任技術者）が、人事異動により他の事業場に転勤した場合、当該選任許可はどのように取り扱われるのでしょうか。

また、その者が転勤した事業場において、再び電気主任技術者の許可を受けることはできるのでしょうか。

A 2

許可主任技術者は当該電気工作物（図1又は図2の範囲）に限って認められるものです。したがって、その者が他の事業場に転勤した場合、当該事業場の電気主任技術者はいなくなるので、設置者（移動用発電設備を使用する建設業者等）は、新たに従業員等の中から選任許可の対象者を選び、許可申請を行うことが必要になります。

また、転勤先の事業場においてその者が再び電気主任技術者になろうとするときは、改めて電気主任技術者の選任に関する許可申請を、事業場を管轄する産業保安監督部に行わなければなりません。

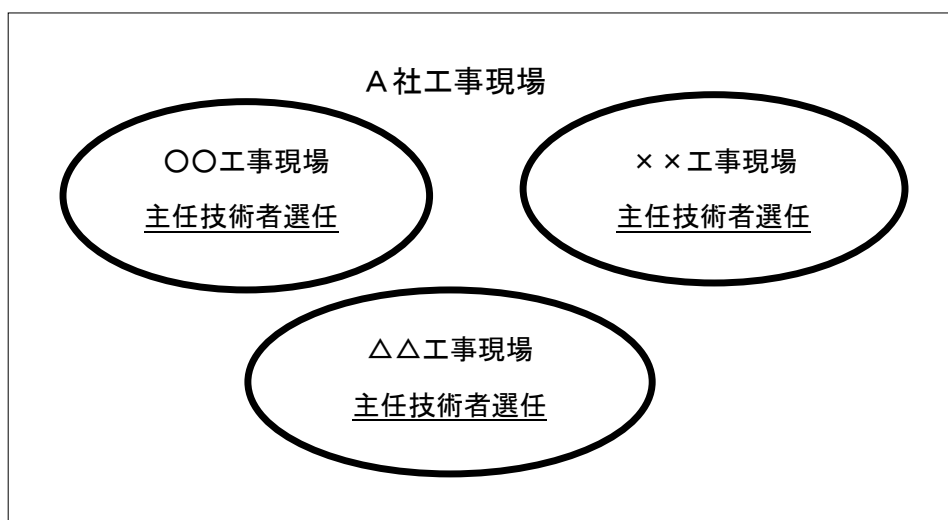


図1 発電設備を使用する場所（建設工事現場等）に選任

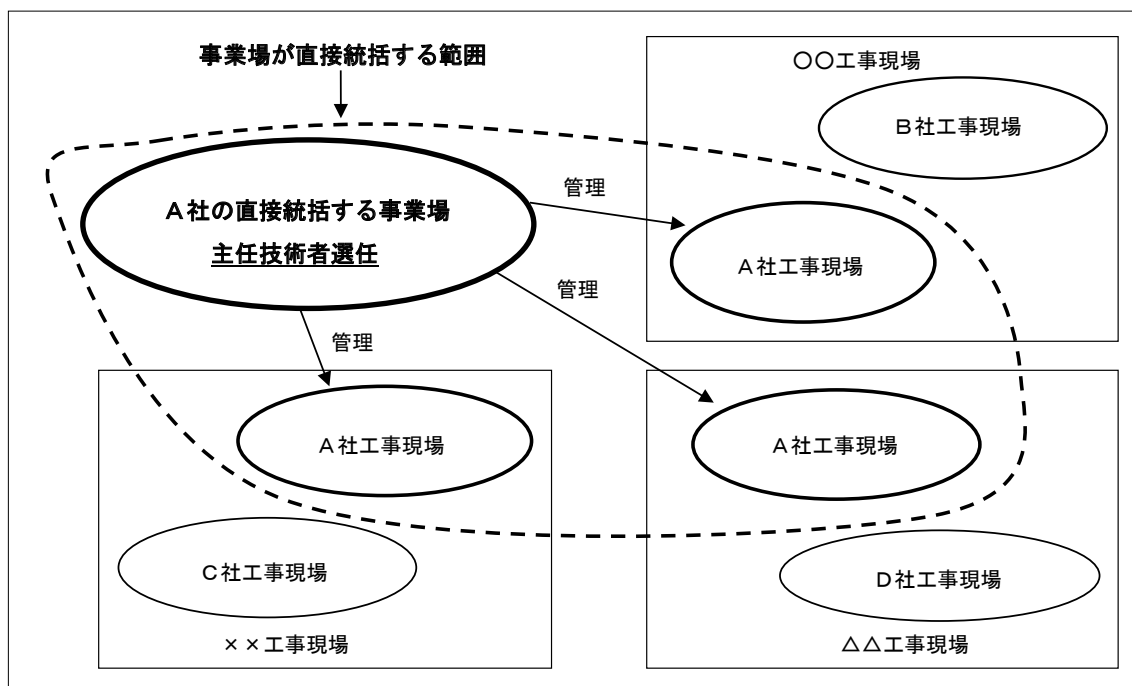


図2 発電設備を使用する場所（建設工事現場等）を直接統括する事業場を選任

Q3 この他に電気主任技術者の選任許可申請に関して、留意することがありましたら教えてください。

A3 7月号の「自家発Q&A」で説明しましたが、許可主任技術者が管理できる発電設備は1台当たりの出力が500kW未満のものが対象となります。***1**

***1** 複数の移動用発電設備を並列して使用する場合は、並列したものが一つの発電設備と見なされます。

このことから、その合計出力が500kW未満の場合に選任許可の対象となります。

Q4 近年は建設工事等の大型化に伴い、出力500kW以上の移動用発電設備を使用するケースが多々あります。このような場合の電気主任技術者の選任はどのように行えば良いのでしょうか。

A4 設置者は、有資格者（電気主任技術者免状の交付を受けている者）を従業員として雇用するか、電気保安法人等と電気工作物の保安管理業務に関する委託契約を結び経済産業大臣の承認を受け、業務を委託する方法（外部委託承認）が考えられます。

Q5 外部委託承認制度では、どの位の発電設備出力のものまでが対象となるのでしょうか。

A5 外部委託承認制度では、発電設備等の種類によって対象となる規模が異なります。移動用発電設備は火力発電所に該当するので、出力2,000kW未満のものまでが外部委託の対象となります。

なお、外部委託では事業場等に受託先の電気主任技術者を常駐させる必要はありません。委託契約書***2**に基づき電気工作物（発電設備等）の保安管理業務を委託し、その履行細目は、別に定める保安規定に基づくものとされています。

- *2** 委託契約書に記載する事項の例
- ・契約対象自家用電気工作物の概要
 - ・委託業務の内容
 - ・点検の頻度及び点検項目
 - ・委託手数料
 - ・支払条件等
 - ・連絡責任者等
 - ・甲(委託者)及び乙(受託者)の協力並びに義務
 - ・電気主任技術者不在時の措置
 - ・記録の保存
 - ・損害賠償
 - ・機密の保持
 - ・解約期間内の更改
 - ・契約の解除等
 - ・契約期間
 - ・契約事項等の解釈